

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年7月24日(2023.7.24)

【公開番号】特開2022-74384(P2022-74384A)

【公開日】令和4年5月18日(2022.5.18)

【年通号数】公開公報(特許)2022-087

【出願番号】特願2020-184372(P2020-184372)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 308 F

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月13日(2023.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の抽選契機によって抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する遊技機において、

前記遊技機は、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、

前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、

前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、

前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、

前記銅箔控え距離と前記レジスト控え距離を比較すると前記銅箔控え距離の方が長く、前記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁の間に設けられ、

前記演出基板には所定形状の切り欠きが設けられており、前記白色のソルダレジストの端縁は前記切り欠きから所定距離離れて該切り欠きと略同一の形状で設けられ、

さらに、前記銅箔控え距離は、前記演出基板の外周のうちの第一の切断端縁からの距離と第二の切断端縁からの距離とが異なるように形成されるものの、いずれの切断端縁からの距離においても前記レジスト控え距離よりも長い

ことを特徴とする遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

パチンコ機のような遊技機として、前方に遊技領域が設けられる遊技パネルの前面に、複数の障害釘と複数の入賞口とを設け、その入賞口としての始動口に遊技媒体が受入れられることで、抽選された特別図柄の抽選結果に応じて、遊技者が有利となる有利遊技状態

50

を発生させるものが知られている（例えば、特許文献1）。この種の遊技機では、機種や遊技仕様に応じて、遊技パネルの様々な部位に、遊技媒体を検知するセンサや発光装飾させるためのLED等の電気部品が設けられている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

しかしながら、特許文献1の技術には、改良の余地があり、LED等による演出を十分に実行することができなくなり、遊技者を楽しませることができなくなることで、遊技者の興趣を低下させてしまう恐れがあった。

10

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2013-106748号公報

20

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、興趣の低下を抑制する遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

30

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

所定の抽選契機によって抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する遊技機において、

前記遊技機は、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、

前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、

前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、

前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、

前記銅箔控え距離と前記レジスト控え距離を比較すると前記銅箔控え距離の方が長く、前記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁の間に設けられ、

前記演出基板には所定形状の切り欠きが設けられており、前記白色のソルダレジストの端縁は前記切り欠きから所定距離離れて該切り欠きと略同一の形状で設けられ、

さらに、前記銅箔控え距離は、前記演出基板の外周のうちの第一の切断端縁からの距離と第二の切断端縁からの距離とが異なるように形成されるものの、いずれの切断端縁から

40

50

の距離においても前記レジスト控え距離よりも長いことを特徴とする。

そして、本発明とは別の発明として、以下の手段を例示する。

手段1：遊技機において、

「遊技球により遊技が行われる遊技領域を有する遊技盤と、該遊技盤の前記遊技領域に遊技球を供給可能な球発射手段と、

該球発射手段により発射された遊技球を回収して再び該球発射手段に供給する球循環手段と、を具備し、

データ化された遊技者の持球データに基づいて前記球発射手段により遊技球を発射させるようにした遊技機であって、

前記球循環手段は、

前記球発射手段により発射されて回収された遊技球が流通する球回収通路と、

該球回収通路を流通している遊技球を検知する球センサと、

前記球回収通路に設けられており前記球センサに対して上流側からアプローチ可能なアプローチ部と

を備えている」ものであることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

このように、本発明によれば、興趣の低下を抑制させることができる遊技機を提供することができる。

10

20

30

40

50